



環指第 732 号
平成14年3月28日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



大阪府における土壌汚染対策制度について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府域においては、工場跡地の再開発や事業者の自主調査により、近年、土壌汚染が確認される事例が増えていますが、土壌汚染については、有害物質を含む土壌を直接摂取することにより、また、地下水に汚染物質が溶出し汚染された地下水を飲用することにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

しかしながら、土壌の調査や汚染地が見つかった場合の浄化等の対策を具体的に規定した法制度がなく、国が定めた調査・対策指針に則り、事業者の協力を求めて調査や対策を進めているのが現状であります。

このため、土壌の汚染状況の把握が不十分であったり、必要な対策が迅速に実施されない場合があるといった問題があり、また、調査や対策を実施する者と、そうでない者との間で不公平も生じることから、土壌汚染対策の実施者や調査の契機、対策の手法など土壌汚染対策に関する具体的な仕組みを規定した制度化が必要です。

現在、現に有害物質を取扱う工場等が廃止される時に土地所有者等が調査を行い、汚染が拡散して人の健康に影響を及ぼすおそれがあれば、封じ込めや浄化等の措置をとることを基本的内容とする「土壌汚染対策法案」が国会に提出されています。しかしながら、古くから工業化が進んだ大阪府域には、法案の規定では調査の対象とならない工場跡地が存在しているおそれがあります。土壌汚染対策を推進するため、法律との整合性を踏まえて、府域の状況に適した制度化を図る必要があります。

制度化の検討に当たっては、事業者や府民等からの意見を反映させるとともに、制度に盛り込むべき事項や関連する法律との整合性の確保等について専門的な見地から検討を進める必要があります。

このため、大阪府における土壌汚染対策制度について貴審議会の意見を求めるものです。